

育成料の見直し（令和9年度(2027年度)から）【参考資料1-2】

なぜ今見直しが必要なのか？

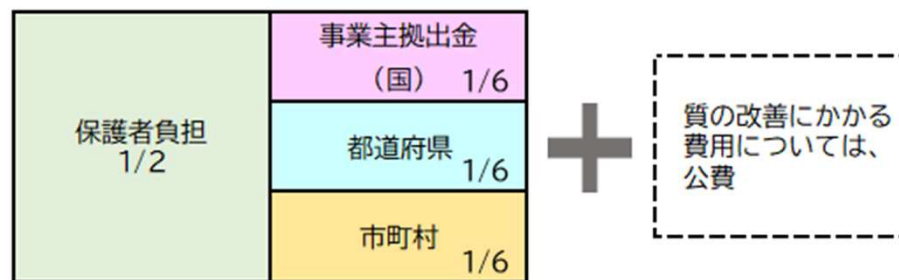
育成会の育成料は、平成17年4月から育成会条例の制定に伴い有料化し、現在は月額8,000円で運営している。

放課後児童クラブのニーズが増大しており、今後、待機児童の解消に向け、様々な取組を進めていくにあたり、持続可能な育成会運営のための適正な公費負担のあり方について同時に検討を進めた。

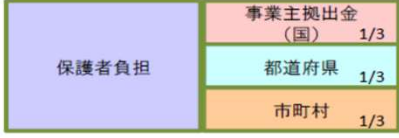
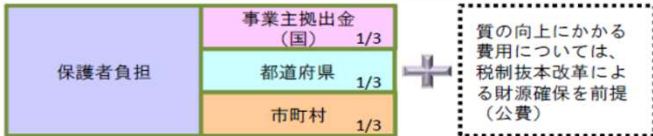
平成17年に有料化した後、国においても質と量の拡充の動きがあり、平成27年には子ども・子育て支援新制度が施行され、放課後児童クラブの質の確保や計画に基づく事業の進捗管理など制度の充実が図られ、公費の負担割合についても、対象事業がより明確に示されるようになった。公費負担を検討するにあたり、改めて、現行制度における負担割合に基づき見直しを行おうとするもの。

(イメージ図)

- 放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助のうち、運営費（基本分）



国の費用負担割合の考え方

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

出典：厚生労働省
20171106 放課後児童クラブ関連資料

放課後児童健全育成事業実施要綱に定められた保護者負担徴収の可否

事業の種類	主な対象事業概要	保護者負担徴収の可否
1 放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき行う放課後児童健全育成事業	○
2 放課後子ども環境整備事業	既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備	—
3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置	×
4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）	学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料	×
5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）	学校敷地外に移動する際の地域人材の活用等による送迎支援	×
6 放課後児童支援員等処遇改善等事業	18時半を越えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費	×
7 障害児受入強化推進事業	3人以上の障害児受入や医療的ケア児受入に対する専門的知識を有する者の配置など	×
8 小規模放課後児童クラブ支援事業	19人以下の小規模放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等の配置	○
9 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	要支援児童等に対応する職員の配置	×
10 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	育成支援の周辺業務を行う職員の配置等	×
11 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	第三者評価の受審に必要な費用	×
12 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	経験等に応じた放課後児童支援員の処遇改善に係る費用	×
13 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	放課後児童支援員等の処遇改善（収入3%程度引き上げ）	×
14 放課後児童クラブ利用調整支援事業	利用調整支援や放課後児童クラブ設置場所の確保支援を行う職員の配置	×
15 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	能登半島地震被災者に対する減免等	×

令和5年4月12日
 こども家庭庁育成局長通知
 「放課後児童健全育成事業
 の実施について」をもと
 に作成。

国の費用負担割合の考え方に基づいた試算（新制度の施行前後）

- 右図は令和8年度予算（案）をベースに、子ども・子育て支援新制度施行前と施行後の国の公費負担の考え方で児童一人あたりの年額に換算したものの。
- 施行前の費用負担割合では、総事業費の2分の1を保護者負担とし、226,247円を12月で除した18,854円が育成料相当額となる。
- 施行後の費用負担割合では、運営費（基本）の2分の1を保護者負担とし、148,400円を12月で除した12,367円が育成料相当額となる。
- 新制度で試算した育成料相当額（12,367円）に対して、現状の8,000円との差額を公費で対応している状況。国の補助金制度の設計上見込まれている保護者負担をもとに見直しを行う。

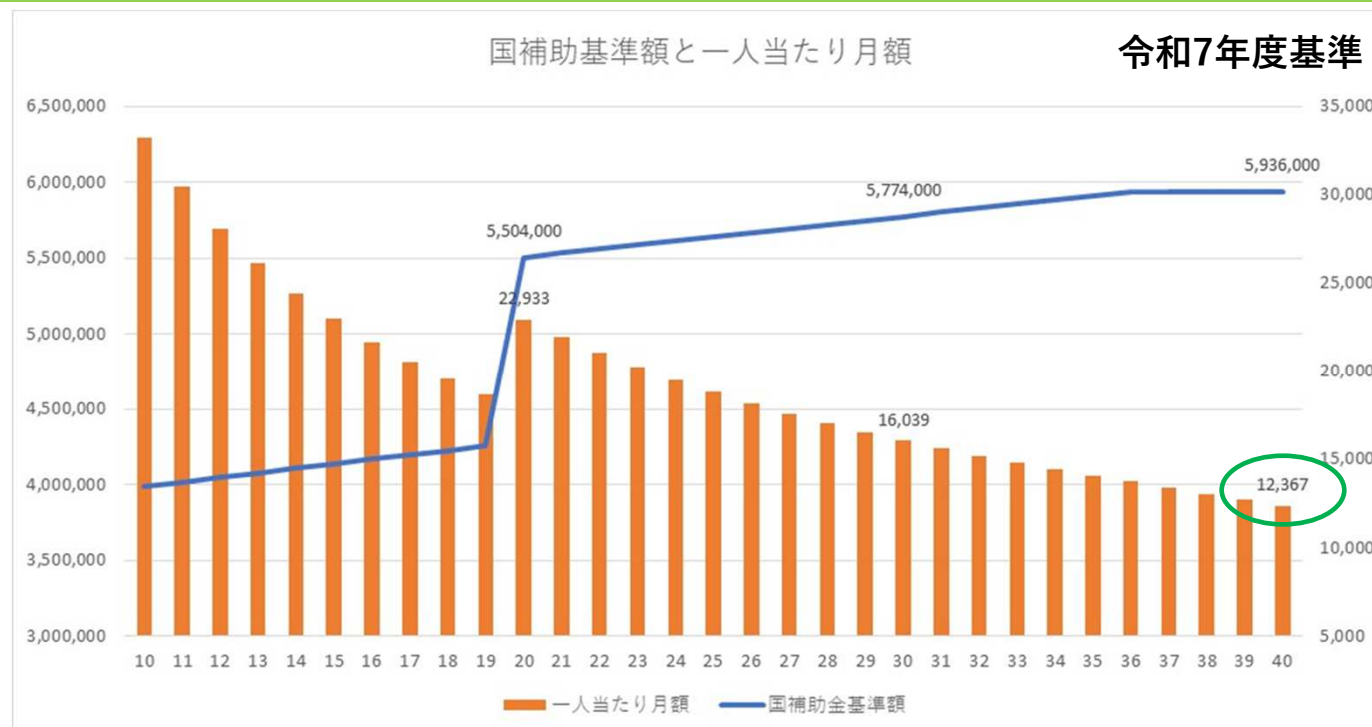
新制度以前の公費負担割による児童一人あたり金額試算（年額） （単位：円）

利用者負担		公費	
保護者負担 1/2		公費 1/2	
226,247		226,247	
事業費総額		452,494	

R8予算での事業費による児童一人あたり金額（年額）イメージ （単位：円）

利用者負担		公費						
保護者負担 1/2		公費 1/2			特別支援等 公費 10/10			補助対象外
育成料8,000円		国	県	市	国	県	市	
96,000		1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	
148,400		148,400			111,562			44,132
国県補助基準額→		259,962						
事業費総額		452,494						

国の補助基準額と一人当たり月額（育成料算出根拠）



国補助基準額は1支援単位（1クラス）あたりの定員人数によって、金額が定められている。当市育成会は1支援40人（※）で運営しており、運営費（基本）の補助基準額は5,936,000円となることから、一人当たりの月額は $5,936,000円 \div 40 \div 12月 = 12,367円$ となる。これを踏まえ、**新たな育成料を一人当たり12,000円に設定する。**

※ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、育成会の1支援単位を構成する児童数は概ね40人以下と定め、育成会条例施行規則で定員を1支援40人として運営している。

育成料に関する参考資料①

放課後児童クラブにおける月額利用料

放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和 7 年		令和 6 年		増減
2,000円未満	292	(1.2%)	305	(1.2%)	▲ 13
2,000～4,000円未満	4,381	(17.3%)	4,139	(16.5%)	242
4,000～6,000円未満	6,615	(26.2%)	6,956	(27.8%)	▲ 341
6,000～8,000円未満	5,048	(20.0%)	4,863	(19.4%)	185
8,000～10,000円未満	4,054	(16.0%)	4,127	(16.5%)	▲ 73
10,000～12,000円未満	2,136	(8.4%)	2,048	(8.2%)	88
12,000～14,000円未満	965	(3.8%)	927	(3.7%)	38
14,000～16,000円未満	542	(2.1%)	487	(1.9%)	55
16,000～18,000円未満	213	(0.8%)	216	(0.9%)	▲ 3
18,000～20,000円未満	163	(0.6%)	156	(0.6%)	7
20,000円以上	382	(1.5%)	357	(1.4%)	25
おやつ代等のみ徴収	505	(2.0%)	473	(1.9%)	32
計	25,296	(100.0%)	25,054	(100.0%)	242

注:()内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和7年:25,296、令和6年:25,054)に対する割合である。

出典：こども家庭庁

令和7年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和7年5月1日現在）

育成料に関する参考資料②

放課後児童クラブにおける利用料減免の対象

放課後児童クラブにおける利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和 7 年			令和 6 年			増減
生活保護受給世帯	17,244	(66.5%)	[76.4%]	16,774	(65.4%)	[75.8%]	470
市町村民税非課税世帯	10,924	(42.1%)	[48.4%]	10,274	(40.1%)	[46.4%]	650
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,992	(11.5%)	[13.3%]	3,010	(11.7%)	[13.6%]	▲ 18
就学援助受給世帯	7,420	(28.6%)	[32.9%]	7,171	(28.0%)	[32.4%]	249
ひとり親世帯	7,413	(28.6%)	[32.8%]	7,205	(28.1%)	[32.6%]	208
兄弟姉妹利用世帯	14,813	(57.1%)	[65.6%]	14,360	(56.0%)	[64.9%]	453
その他市町村が定める場合	9,704	(37.4%)	[43.0%]	9,609	(37.5%)	[43.4%]	95
その他クラブが定める場合	1,261	(4.9%)	[5.6%]	1,197	(4.7%)	[5.4%]	64

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和7年:22,574、令和6年:22,131)に対する割合である。

出典：こども家庭庁

令和7年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和7年5月1日現在）

育成料に関する参考資料③

阪神7市の公設放課後児童クラブ利用料及び減免の状況

阪神7市の公設放課後児童クラブ利用料及び減免の状況

	育成料 (円)	減免による 金額区分	減免内訳 (円)					きょうだい 減免の有無	延長料 (円)		
			0%	75%	50%	25%	減免なし				
尼崎市	10,000	5区分	0	2,500	5,000	7,500	10,000	○	1,800		
			生保・非課税(ひとり親)	非課税	～15万円未満	～22万5千円未満	22万5千円以上				
西宮市	8,200	5区分	0	2,000	4,100	6,100	8,200		3,000		
			生保・非課税(ひとり親)	非課税	～6万円未満	～12万円未満	12万円以上				
芦屋市	8,000	5区分	0	2,000	4,000	6,000	8,000	○	3,000		
			生保・非課税(ひとり親)	非課税	～6万円以下	～12万円以下	12万1円以上				
伊丹市	8,000	3区分	0		4,000		8,000	○	3,000		
			生保・非課税		～2万100円以下		～2万100円以上				
川西市	7,500	3区分	0		3,750		7,500	○	3,000	4,000	
			生保・非課税		児童扶養手当受給等		左記以外		～18:30	～19:00	
三田市	8,000	3区分	0		4,000		8,000	○	2,500		
			生保・非課税		～2万100円以下		～2万100円以上				
宝塚市	8,000	4区分	0		4,000	6,000	8,000	○	1,600	2,400	3,200
			生保・非課税		～6万円未満	～15万円未満	～15万円以上		～18:00	～18:30	～19:00

減免階層の金額の見直し

育成料の金額の見直しに伴い、負担能力に配慮しつつ制度の公平性を確保するため、減免対象額についても併せて見直しを行う。

モデルケース：配偶者控除なし・扶養1人（子ども1人）

■ 現行

所得割額の階層区分	減免率	想定年収(世帯)
生活保護世帯 住民税非課税世帯	全額	—
6万円未満	1/2	340万円
6万円～ 15万円未満	1/4	350万円 ～ 570万円



■ 改正案

所得割額の階層区分	減免率	想定年収(世帯)
生活保護世帯 住民税非課税世帯	全額	—
9万円未満	1/2	420万円
9万円～ 23万5千円(※)未満	1/4	430万円 ～ 770万円

※子ども医療費助成事業の所得制限基準に倣う